



日経ビジネスに見る「経済先読み・解説」 212号

経営コンサルタント 栗田 剛志 13.10.21

発行元：m9コンサルティング

<http://www.m9consulting.biz>

このメールマガジンは、今週発売となる日経ビジネスの中から気になった記事を選び、私なりの視点で考えたことについてお伝えするものです。会社での朝礼時のネタ、取引先との会話、同僚との間の話題づくりにお役に立てたらと思い、毎週月曜日に発信いたします。

「日経ビジネス2013年10月21日号 no.1712
『相続ショック～親の危ない遺産10』」より

【死は避けられない】

「相続税といっても、それはお金持ちの問題であって、庶民の自分には関係のないことだ」、あるいは、「私たちの兄弟はとても仲が良いので、ドラマのような相続争いが起こるはずもない」などと思っている方は多いでしょう。私もその一人です。

しかし、相続のトラブルとは。金銭にまつわることで起こるのではなく、むしろ、均等分配が難しい不動産などの権利を引き継ぐ時に起こるものです。

親が相続税対策と称して安易にアパートやマンションを建てている。

地方の実家に処分に困りそうな土地や家屋、山林などがある。

相続する親の会社の株式を多人数で分けあう可能性が高い。

親が誰かの保証人や連帯保証人になっている可能性がある。

墓地継承者になるのは恐らく自分だろう。

ひきこもりやニートの兄弟が実家にいる。

親に隠し子がいたり、離婚した前妻との間に子供がいる可能性がある。

これらに、思い当たるフシがある場合、トラブルになる可能性が高いと言えます。

意外と身近な問題である相続について、今週は学んでいきましょう。

空いた土地があった場合、アパートなどを建てることによって、土地や建物にかかる税金が大幅に軽減でき、なおかつ家賃収入も見込めるという相続税制上最大の節税スキームは、古くから資産家の間で定着しているモデルでした。しかし、最近このようなことが起きています。

1970～90年代、地方との格差是正のため、国が都心部における大学建設の規制を強化した結果、第二次ベビーブームの影響もあり、大学のキャンパスが郊外に移転することが盛んに行われました。

その結果、学生向けの賃貸経営をする地主さんが一気に増えたのですが、ここ数年、少子化と大学全入学時代を迎え、大学が都心に回帰しています。

そのため、あてにしていた学生がごっそりと消えてしまい、いくら家賃を下げても空室の埋まらないアパートの大家さんが増えています。

地方にある実家を相続したものの、誰も住まないままで放置されている家がたくさんあります。父母や兄

弟と過ごした思い出がありますし、仏壇もあることから、人手に渡すことは考えられずにそのままになっているというケースが大半です。

しかし、人の住まなくなった家の劣化はスピードが速いものです。隣家からは「ネズミの巣窟となっている」「草ぼうぼうの庭から虫が飛んできて迷惑だ」といったクレームが入ったり、地元の中学生在が花火をしてボヤ騒ぎになるなどといったことが発生します。

家屋を解体して更地にすると、固定資産税の優遇措置が受けられなくなり、税額が最大6倍になってしまいます。

市が運営する「空き家バンク」に登録しても、なかなか買い手は現れません。打つ手なしと、途方にくれる方が増えています。

親が死んだ際、おカネやモノは残されていなくとも、多くの人が必然的に相続するものがあります。それは、墓や仏壇です。それに伴い、お寺との付き合いや法事の取り仕切りといったことも避けられません。

墓を相続するということは、それなりの煩雑さが伴います。寺院墓、公営墓を問わず、毎年、管理費(年間1万円～3万円程度)がかかります。法事でお坊さんにお経を上げてもらうにも、10万円ほどのお布施や料理代が必要となります。

墓地管理料を滞納すると、先祖代々のお墓は、「無縁仏」となって処分されてしまいます。

墓を引き継ぐということは、仏事の取り仕切りに加え、継続的な金銭的な負担も発生するのです。煩わしいと嘆く方が増えています。

親が亡くなった後、いきなり督促状が届き、見たことも聞いたこともない人の負債を肩代わりすることとなる場合があります。相続は、プラスの資産だけでなくマイナスの資産も引き継がなくてはなりません。

昔から「保証人にだけはなるな」と、家訓のように受け継がれている人も多いでしょう。保証人になってしまったがために、他人の借金で自分の首を絞めるケースは後を絶ちません。保証債務や第三者の負債の肩代わりを原因として、破産等の手続きを申し立てた人は、破産債務者の約25%にも上ります。破産した人の4人に1人は自分の借金ではなく、他人の保証人になったことなどが原因なのです。

ずっと両親を頼って生活してきた、いわゆる「ニート」がいた場合、どうすればいいのでしょうか。国内のニートは、2012年で63万人いると言われていますが、ここでの統計上の数字は、「15歳から34歳の非労働人口のうち、通学、家事を行っていない者」に関するものです。

一方、35歳から39歳の無業者は21万人いると言われ、35歳を超えた無業者が社会復帰するのは、非常にハードルが高いことです。

もし、兄弟にこのようなニートがいた場合、もう一人前の大人なのだから、一人で何とかしろと兄弟を見捨てることはできるでしょうか。それとも、それまで困らせてくれた両親のように、このニートを引き受ける覚悟を持てるでしょうか。

相続に関するトラブルは、様々なケースが考えられます。では、なぜトラブルとなるのでしょうか。それは、おカネを目の前にしたときの人のエゴであり、執着心からくるものです。

人は必ず死にます。どんな人でも死は避けられません。人間ひとりが数十年生きれば、何かしら溜まっていくものですし、負うものもあります。

一番いいのは、当の本人で完結してしまうことです。これは、責任の問題であり、潔さであり、自立心の有無なのです。

みなさんに、その覚悟はあるでしょうか。